

# 根尾川むいむいの森 団体会員 利用規約

「根尾川むいむいの森 団体会員 利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、一般社団法人よだか総合研究所(以下「当法人」といいます。)が提供するフィールド「根尾川むいむいの森」(以下「当施設」といいます。)に関して、当法人と団体会員との間の権利義務関係について定めるものである。

## 第1条(団体会員)

団体会員とは、法人または任意団体とする。任意団体は、民主的な方法で運営される規約と、会員名簿を備えた団体とする。

## 第2条(当施設)

当施設とは、岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬484-1,484-2,485の土地と造作物のことをいう。

## 第3条(利用資格)

以下に該当する方は、当施設を利用できない。

- (1)暴力団関係者、又は反社会的行為をする団体
- (2)布教活動・宗教活動・政治活動・違法なセールス、悪質な勧誘を目的とした団体
- (3)ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法等にあたる事業内容である場合
- (4)違反、迷惑行為に対し当法人による警告にもかかわらず改善がされない場合
- (5)犯罪行為および公序良俗に反する行為をされる団体
- (6)その他、当法人が適さないと判断した団体

## 第4条(会員登録による利用)

団体会員として「根尾川むいむいの森」を利用するには本規約に同意し、会員登録を行う必要がある。申込を行った団体は、本規約の全てに同意したものとみなす。また、申込の受領後、当法人は以下に定める基準に基づき、いずれかに該当する団体会員については、当施設の利用資格がないものとみなす。なお、以下の基準に該当するか否かの審査については当法人が独自に行うことができるものとする。

- (1)以下の事業を行っている場合、又は行おうとしている場合
  - ・法令又は公序良俗に反する、又はその恐れがある事業および活動
  - ・違法な活動を支援又は序等する、又はその恐れがある事業および活動
  - ・政治結社、宗教団体、暴力団その他反社会的勢力に関する事業および活動
  - ・ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法等に関する事業および活動
  - ・その他当法人が不相当と判断する事業および活動
- (2)その他以下に該当する場合
  - ・本規約に違反する場合

## 第5条(当法人のサービス)

団体会員は、当法人が別途定める期間、時間、エリアの範囲内で、当施設を利用することができる。但し、当法人が企画・運営する事業やイベント等の都合により、一部制限となる場合がある。

## 第6条(サービス及び設備の使用変更)

1. 当法人のサービスは、当法人が独自の判断で変更することができるものとする。但し、会員が登録したメールアドレスに、速やかに変更を通知するものとする。
2. 当施設は、レイアウトや設備の変更など、仕様を変更する場合がある。

3. 団体会員は、本規約の変更後に当施設を利用した場合は、当該変更後の本規約等について同意したものとみなす。

#### 第7条(根尾川むいむいの森の利用)

1. 団体会員は、当施設で行う自らの事業に責任を負う。その責任は、団体会員の事業に参加する他の利用者に及ぶ。
2. 団体会員は、当施設を、当法人が別途定める注意事項を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって利用するものとする。
3. 団体会員は、当施設を原則原状のまま使用するものとし、造作の設置および工事等は事前に当法人の許可を得ることとする。
4. 団体会員による当施設の使用は、フィールドの共同利用に限り、占有権、建物の賃借権、その他一切の権利を付与するものではないことを、あらかじめ合意するものとする。

#### 第8条(利用料金)

1. 団体会員は、種別に応じ、当法人が規定する料金を支払うものとする。
2. 利用料金の支払いは、銀行振込にて支払うものとする。
3. 団体会員が料金の支払いを遅延したときは、当該利用料金の元金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまでの日数に応じ、年率14.6%(1年を365日として日割計算)の遅延損害金をお支払い頂きます。
4. 料金は、当法人が、これを改定することができるものとする。

#### 第9条(住所の利用)

当施設を法人の所在地として登記することはできない。

#### 第10条(団体会員の義務)

団体会員は、当施設の利用にあたり、別途定める注意事項に記載した義務を負う。

#### 第11条(広報協力)

当法人は、団体会員が当施設において実施する事業について、公知となっている事実を広報することができる。その際、すでに公知となっている、団体会員が知財権を有する文章・写真・図案を、都度の許諾なく再利用できる。

#### 第12条(会員情報の変更・更新について)

団体会員は会員情報に以下のいずれかに該当する変更が生じた場合、速やかに当法人に通知するものとする。

1. 商号その他登記事項に変更があったとき
2. 代表者の住所、氏名、連絡先
3. 営業譲渡、会社の組織変更、解散、営業停止等があったとき、又はその恐れがあるとき

#### 第13条(禁止事項)

団体会員は、以下に定める行為をしてはならない。以下のいずれかに該当する行為を行い、当法人、他の会員や利用者、その他第三者に損害を及ぼした場合、その損害の全額を賠償する義務を負うものとする。

1. 危険物、その他他人の迷惑となる物品を持ち込むこと
2. 法令又は公序良俗に反する行為をすること
3. 喫煙、騒音、その他当施設の円滑な運営、秩序の維持・保全を害する行為
4. 他の会員や利用者の名誉・信用、プライバシー・肖像権等の人格的権利を侵害する行為
5. 本規約に同意することにより会員に生ずる権利義務に関する一切の処分行為

6. その他本規約に反する一切の行為
7. その他当法人が合理的に判断して不当と判断する行為

#### 第14条(調査権)

当法人は、団体会員の利用状況について確認、調査できる権利を有するものとする。

#### 第15条(団体会員による解約)

1. 団体会員は、本サービス利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の前月25日までに、当法人所定の方法による届出を行い、当法人が指定する解約のための手続を行うことにより、いつでも本サービス利用契約を解約することができるものとする。この場合において、団体会員は、本サービスの利用料金について未払い額があるときは、直ちにその全額を当法人に対し支払うものとする。
2. 前項の場合において、本サービス利用契約の解約日は、会員が解約を希望する月の末日とする。

#### 第16条(強制退会)

1. 団体会員が以下のいずれかの事由に該当する行為を行った場合、当法人は、何らの通知、催告を要せず、独自の判断により、団体会員の当施設利用を断る場合がある。
  - (1) 会員登録時の情報や書類に虚偽があった場合
  - (2) 当法人や他の会員又は第三者に損害を与える恐れがあると、当法人が判断した場合
  - (3) 利用料金等の支払いを期日までに行わない場合
  - (4) 第13条に違反する行為を行った場合、又は行おうとした場合
  - (5) その他本規約のいずれかに違反した場合
2. 前項に基づき退会を求める場合、当法人は、既に支払われた利用料金について一切返金致しません。

#### 第17条(解除)

1. 当法人は、団体会員が以下の各号のいずれかに該当する場合は、団体会員に対する通知・催告その他何らの手続を要せず、直ちに当該会員に対し本規約に基づく契約を即時解除することができる。
  - (1) 本規約に違反する行為があり、相手方が相当期間を定めて違約を改めるように催告したにもかかわらず、是正しないとき
  - (2) 第6条に定める利用料金等を支払期日までに支払わない場合、又は収納代行業者から会員に対する利用料金等債権を譲り受けることができない旨の通知を当法人が受けたとき
  - (3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売、若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき、又は営業免許取消等の公権力による処分を受けたとき
  - (4) 団体会員自ら署名した手形若しくは小切手が1回でも不渡処分を受けたとき
  - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算の申立をし、又は第三者から申し立てられたとき
  - (6) 団体会員が実在しないとき
  - (7) 団体会員が販売する商品若しくは提供するサービスが、法令等に違反し、又は第三者に不利益若しくは損害をもたらす可能性があるときと当法人が判断したとき
  - (8) 本規約等に違反しており、又は過去に違反していたことが判明したとき
  - (9) 当法人が提供するサービスの全部又は一部の運用に影響を及ぼす行為があったとき、又はそのおそれがあると当法人が判断したとき
  - (10) 当法人に届け出た情報が虚偽であることが判明したとき
  - (11) 当法人から団体会員宛に発送した郵便物が理由の如何を問わず当法人に返送され、又は電話、メール等によっても一定期間、団体会員と連絡が取れないとき

(12)団体会員の代表者が、後見開始の審判を受けたとき

(13)前各号のほか、本サービスを提供することが不相当であると当法人が判断したとき

2. 当法人は、本サービス利用契約の解除など前項の措置をとる場合、団体会員に対し、当該措置をとる旨を電子メール等にて通知するものとする。

3. 団体会員が、前項各号のいずれかに該当した場合には、本サービス利用契約の解除の有無にかかわらず、団体会員が当法人に対して負担する債務(本サービス利用契約に基づく債務を含み、これに限られません)について期限の利益を失い、当法人に対し、債務の全部を直ちに履行しなければならないものとする。

4. 本条による解除は、当法人の団体会員に対する損害賠償請求を何ら妨げない。

5. 本条による解除によって、団体会員に生じた損害、損失、費用、支出(合理的な範囲の弁護士その他の専門家の報酬及び費用を含み、これらに限られない。)その他の不利益(以下併せて「損害等」といいます。)について、当法人は一切責任を負わないものとする。

#### 第18条(原状回復)

団体会員が当施設内の備品及び設置機器を破損した場合、当法人は、団体会員に対し損害金を請求出来るものとし、団体会員は速やかに原状回復に要する損害金を支払うものとする。

#### 第19条(施設・サービスの中断)

下記の事由により、事前に告知することなく、やむを得ず一時的にサービス提供の中断や利用制限を行う場合がある。この場合に団体会員に対して発生した損害に対し当法人は一切、責を負わない。

(1)設備の保守、点検、修理などを行う場合

(2)火災・停電等の事故により本サービスの提供ができない場合

(3)天変地異、テロ、その他の不可抗力事由に基づき、本サービスの提供が不能な場合

(4)その他、当法人が合理的と判断する事由により本サービスの提供を中断する場合

#### 第20条(免責事項)

当法人は、本規約に定める事項のほか、以下の内容につき、一切の責任を負いません。

(1)会員間、または会員者と第三者との間で生じたトラブル

(2)当施設内における、会員の責めに帰すべき事故

(3)当施設内の盗難・紛失

#### 第21条(準拠法及び合意管轄)

本規約の成立、その履行、各条項の解釈、効力及び本サービス利用契約に関しては、本規約において別段の定めがある場合を除き、日本法が適用されるものとする。

本サービスの利用に関して当法人及び利用者間において生じる一切の紛争の解決については、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上